

羽衣国際大学 緊急修学支援奨学金

募集要項

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、修学を継続する意思がありながら、家計が急変した世帯の学生の修学を支援するため、高等教育の修学支援新制度をはじめとする公的支援制度を利用してもなお継続して修学することが困難な学生に奨学金を支給します。

2 申請期間

令和2年7月1日（水）9時から8月31日（月）17時まで

3 支給金額

学納金（授業料、施設費及び教育充実費等）と高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）による支援額との差額を上限とした額。

※経済的困窮の程度を主に、申請者間の公平等を考慮して対象者、支給額等を決定します。

※本年10月頃に行われる高等教育の修学支援新制度の適格認定が認められなかった場合、後期の学納金に相当する額については支給の対象となりません。

4 支給期間

令和2年度（前期、後期）の学納金との差額を対象とする。

5 支給人数

10名程度

※経済的困窮の程度を主に、申請者間の公平等を考慮して対象者、支給額等を決定します。

6 申請資格

申請は、下記の要件を満たす者とする（②は編入学生については不要。④、⑤はいずれか）。

①本学の正規の課程に在籍する学生であること

②高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）の支給を受けていること。

③主たる家計支持者の今年の所得見込みが給与所得者の場合は841万円以下（源泉徴収票の支払金額に当たる額）、給与所得者以外の場合は355万円以下（確定申告書の所得金額に当たる額）であること

④国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税・地方税の納付猶予など別紙参照）の提出が可能であること

⑤新型コロナウイルスの影響による家計急変後の所得（急変後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に合理的な方法で算出されていればよいものとし、例えば直近1カ月分を1.2倍するなどにより算出。）が、昨年の所得と比較し2分の1以下となっていること

7 申請方法

下記の書類を、教学センター学生支援課（4号館1階）まで提出してください（郵送による提出も可）。

- ①申請書（様式第1号）
- ②高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）の採用決定通知書の写し
- ③令和2年の所得見込みを疎明することができる書類
※例：家計急変発生前までの給与明細等と家計急変後の給与明細等の写しなど
- ④令和元年の所得を証明することができる書類
※例：令和元年の源泉徴収票の写し、所得証明書など
- ⑤日本学生支援機構 HP の給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）情報入力画面（入力済み）を印刷したもの
- ⑥日本学生支援機構 HP の給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）結果表示画面を印刷したもの
- ⑦「5 申請資格④」に基づく申請資格により申請する場合、当該公的支援の受給証明書
※別紙「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照
- ⑧「5 申請資格⑤」に基づく申請資格により申請する場合、家計急変事由書（様式第2号）
- ⑨特別事由記載書（様式第3号）
※①～⑧に含まれない特別の事情があれば記載して提出してください。

8 支給時期等

本年10月頃、支給対象者に文書で通知します。

【提出・問い合わせ先】

〒592-8344

大阪府堺市西区浜寺南町 1-89-1

羽衣国際大学

教学センター学生支援課

電話：072-265-7127

メール：syougakukin@hagoromo.ac.jp